

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【事業年度】	第87期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019 (651) 6161 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 千葉 幸長
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03 (3270) 2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 荒道 修士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出しました第87期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項に基づき有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

関連当事者との取引

3【訂正箇所】

訂正箇所は__で表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(訂正前)

(経営方針)

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

(訂正後)

以下の「業績等の概要」は、「第1【企業の概況】1【主要な経営指標等の推移】」及び「第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】」とあわせてご覧ください。なお、以下に記載した中期経営計画“新・前・創”の具体的な経営数値目標は、あくまでも経営管理上目指す目標であり、その実現を保証あるいは約束するものではありません。

(経営方針)

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

4【事業等のリスク】

(訂正前)

当行の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応等について今後ともさらに態勢の整備に努めてまいります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 不良債権の状況

当行は、不良債権問題への対応につきましては、従来から経営の最重要課題として発生の防止と整理回収に取り組んでまいりました。国内の景気の動向、県内の景気の動向、不動産価格及び株価の変動、当行の融資先の経営状況等によっては、新たな不良債権の発生に伴う与信関連費用が発生する可能性があります。今後とも貸出債権の管理につきましては、重点的に取り組んでいくとともに、引き続き発生の防止に努めてまいります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況や差し入れられた担保の価値及び経済状況に関する見積り等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。当連結会計年度末における金融再生法開示債権の保全状況は、担保保証等及び貸倒引当金による保全率が銀行単体で93.53%と高い比率となっております。また、非保全額を十分に上回る自己資本を有しております。しかし、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離した場合や担保価値の下落等により、貸倒引当金が増加する可能性があります。今後も資産の厳正な評価に基づき、引当金を計上してまいります。

(3) 信用リスクについて

当行は、融資業務における基本方針及び行動基準を明確化した「融資規程」(クレジットポリシー)を定め、過大な損失が発生する事態を回避すべく、特定の取引先及び取引先グループへの総与信限度額を設けており、特定業種、特定企業グループ、大口与信等の集中排除を基本とした与信ポートフォリオ管理を行っております。

また、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、担当部において厳正な審査、管理を行うとともに同部内に企業支援グループを設け、取引先企業の経営支援による信用リスクの圧縮を図っております。

(4) 市場リスク

当行は、市場取引において安定的な収益を確保するため市場取引に関する「運用管理基準」を定めるとともに、報告体制を明確にし、市場リスクの管理に努めております。また、ALM委員会においてリスクとリターンのバランス等に配慮しながら、具体的な運用方針を決定しております。今後も市場がもたらす経営に対するリスクをコントロールし、安定した収益を確保することを目指します。

(5) 法的規制に関するリスク

① 当行の主要な事業活動の前提となる事項

当行は、銀行法第4条第1項に基づく銀行業免許(免許番号 大蔵大臣 蔵銀第1075号)の交付を受け、銀行業務を行っております。

② 上記(5)①の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、その期限該当事項なし

③ 上記(5)①の失効又は取消等に係る事由が法令又は契約等により定められている場合には、その事由銀行法第27条及び第28条に免許の取消等の事由が定められております。

④ 上記(5)①の継続に支障をきたす要因が発生していない旨及び将来、その要因が発生した場合に事業活動に及ぼす重大な影響

当行の主要な事業活動の継続には前述のとおり銀行業免許が必要ですが、現時点において、当行はこれらの免許の取消等の事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来、何らかの理由により免許取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を与える可能性があります。

(訂正後)

当行の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めてまいります。

なお、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 信用リスク

融資先の倒産や経営悪化のほか、不動産市場における流動性の欠如又は不動産価額の下落、有価証券価額の下落等により、債務不履行の状態にある債務者に対し担保権を設定した不動産もしくは有価証券を処分できないなどのさまざまな要因によって新たな不良債権処理費用が発生し業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当行は、融資先の状況や差し入れられた担保の価値及び経済状況に関する見積り等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。当連結会計年度末における金融再生法開示債権の保全状況は、担保保証等及び貸倒引当金による保全率が銀行単体で93.53%と高い比率となっております。また、非保全額を十分に上回る自己資本を有しております。しかし、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離した場合や担保価値が下落した場合、貸倒引当金が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 市場リスク

① 金利リスク

当行は、主に預金により調達した資金を貸出金や有価証券等で運用しておりますが、運用調達期間の mismatch が存在している中で金利が変動することにより利鞘が縮小し、業績に悪影響を与える可能性があります。

② 価格変動リスク

当行は、市場性のある債券や株式等の有価証券を保有しておりますが、金利の上昇による債券価格の下落や、株価が長期間にわたって下落した場合には、保有する有価証券に減損または評価損が発生し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(3) 流動性リスク

金融システムが不安定になるなど市場環境が大きく変化したり、当行の信用状況が悪化した場合には、必要な資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達により、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 事務リスク

役職員が正確な事務を怠ったり、事務事故あるいは不正等を起こしたり、顧客情報等の重要情報を外部に漏洩した場合には、損害賠償等の経済的損失や社会的信用の低下により、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) システムリスク

コンピュータシステムの停止または誤作動等システム上の不備や、不正アクセス等コンピュータが不正に使用されることにより、当行の業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

(6) コンプライアンスリスク

役職員の法令等違反に起因した損失の発生や、当行に対する訴訟の提起等により信用力の低下等が生じた場合には、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 規則・制度変更に関するリスク

当行は、現時点における法律・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来において法律・規則等の新設・変更・廃止によって生じる事態が、業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) 自己資本に関するリスク

当行は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準4%以上に維持しなければなりません。連結・単体の自己資本比率が基準である4%を下回った場合には、金融庁から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な行政処分を受ける可能性があります。連結・単体の自己資本比率は、本項に記載した様々な不利益な展開に伴い自己資本が毀損した場合、自己資本比率の基準及び算定方法が変更された場合、繰延税金資産が会計上の判断又は何らかの制約により減額された場合、あるいは既存の劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えができなかった場合において悪化する可能性があります。

(9) 地域経済の動向に影響を受けるリスク

地方銀行である当行は、岩手県を主要な営業地域としておりますが、岩手県経済が悪化した場合には、取引先の信用状況の悪化や貸出金の減少等により、業績に悪影響を与える可能性があります。

(10) 風評リスク

取引先、投資家、報道機関、インターネット等を通じて、当行に対する悪評、信用不安につながる噂等が広まった場合、これらが正確な事実に基づいたものか否かにかかわらず、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(11) 銀行業免許について

① 当行の主要な事業活動の前提となる事項

当行は、銀行法第4条第1項に基づく銀行業免許（免許番号 大蔵大臣 蔵銀第1075号）の交付を受け、銀行業務を行っております。

② 上記(11) ①の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、その期限該当事項なし

③ 上記(11) ①の失効又は取消等に係る事由が法令又は契約等により定められている場合には、その事由銀行法第27条及び第28条に免許の取消等の事由が定められております。

④ 上記(11) ①の継続に支障をきたす要因が発生していない旨及び将来、その要因が発生した場合に事業活動に及ぼす重大な影響

当行の主要な事業活動の継続には前述のとおり銀行業免許が必要ですが、現時点において、当行はこれらの免許の取消等の事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来、何らかの理由により免許取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を与える可能性があります。

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

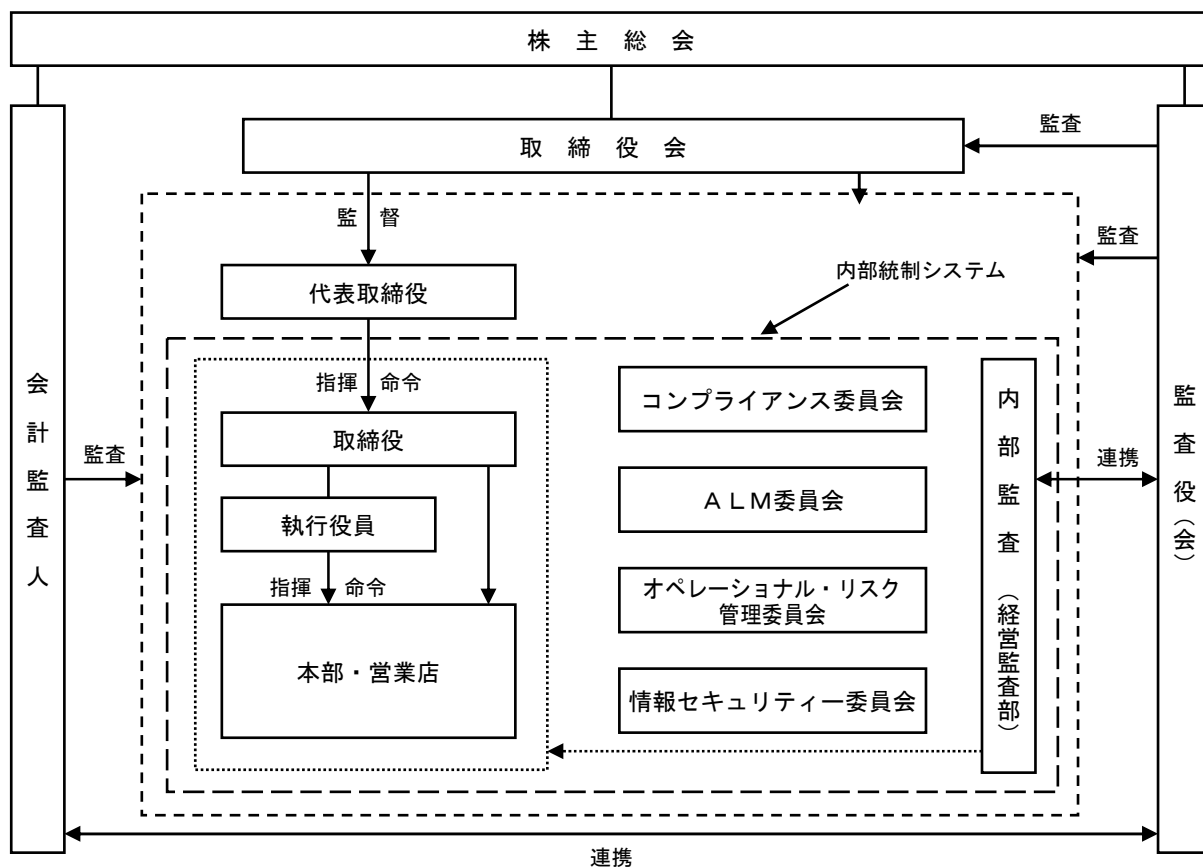
(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(略)

② 会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係を図で示すと以下のようになります。



(略)

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査部門として11名からなる経営監査部を、内部統制の適切性、有効性を監査する組織として位置付けており、本部・営業店・グループ会社の監査（業務監査、システム監査、自己査定、償却・引当等の監査）を実施し、各種リスク管理の適切性・有効性の評価及び検証を通じ、問題点の改善指導を提言しております。監査結果については、定期的に経営に報告するとともに、内部監査における指摘事項について改善状況を検証しております。

一方、監査役監査につきましては、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監視を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。また、会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携を適切にとっております。これらにより監査役会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について経営に助言しております。

また、監査役は、経営監査部と定期的に情報交換を行いながら、行内の管理部門や業務部門の内部管理態勢等についてヒアリングを適宜実施するなど、深度のある監査を実施するための連携が図られております。

(略)

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役1名、社外監査役3名については、各人が代表取締役に就任している法人または個人として通常の銀行取引があります。

(略)

(7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(略)

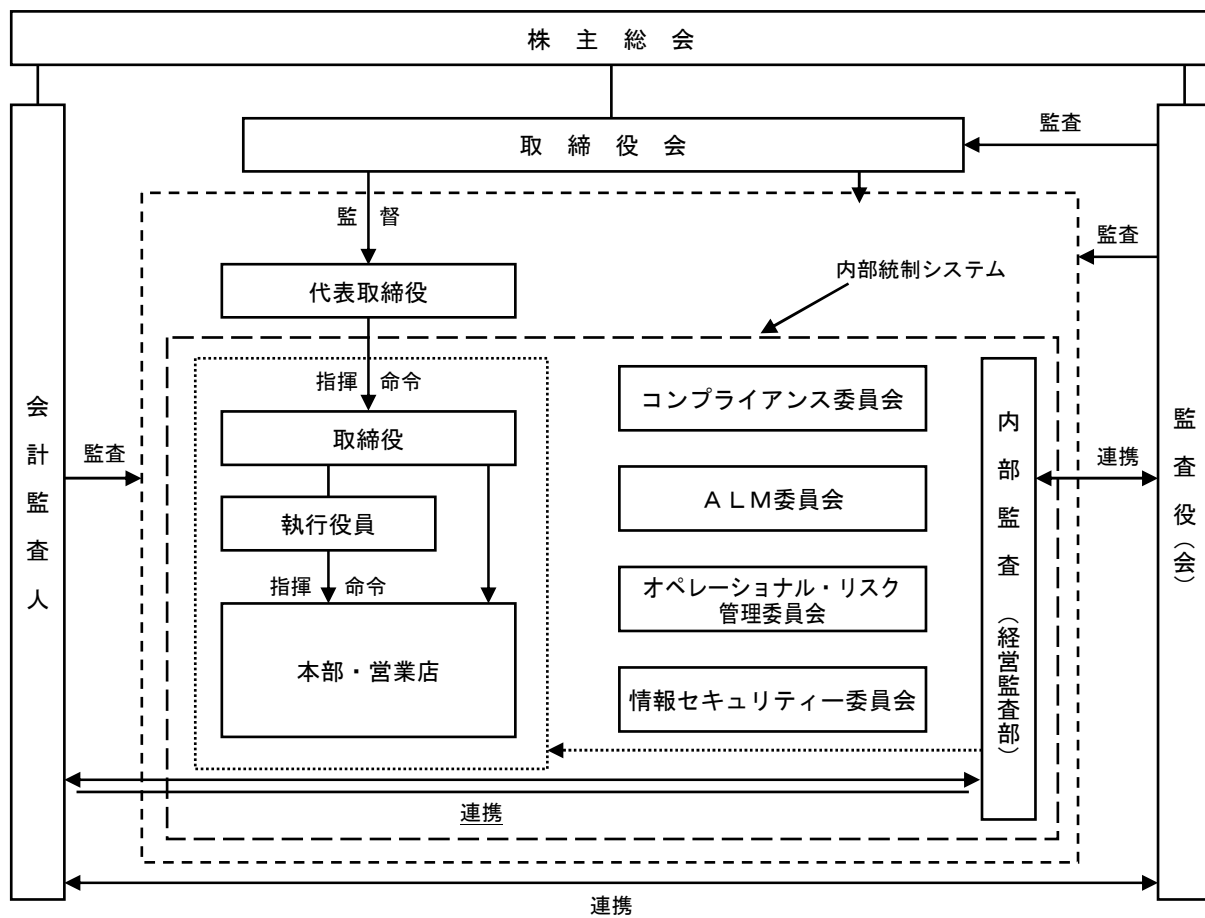
(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(略)

② 会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係を図で示すと以下のようになります。



(略)

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査部門として11名からなる経営監査部を、内部統制の適切性、有効性を監査する組織として位置付けており、本部・営業店・グループ会社の監査（業務監査、システム監査、自己査定、償却・引当等の監査）を実施し、各種リスク管理の適切性・有効性の評価及び検証を通じ、問題点の改善指導を提言しております。また、会計に関する部分については、会計監査に立会い、指摘事項等につき、その改善状況を確認するなど会計監査人との連携を図りながら監査を行っております。監査結果については、定期的に経営に報告するとともに、内部監査における指摘事項について改善状況を検証しております。

一方、監査役監査につきましては、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監視を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。また、会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携を適切にとっております。これらにより監査役会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について経営に助言しております。

また、監査役は、経営監査部と定期的に情報交換を行いながら、行内の管理部門や業務部門の内部管理態勢等についてヒアリングを適宜実施するなど、深度のある監査を実施するための連携が図られております。

(略)

⑥ 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

当行は、熊谷祐三氏を社外取締役として招聘しております。同氏は、当行と貸出金取引があります。また、同氏が代表取締役を務める盛岡ガス株式会社及び盛岡ガスサービス株式会社は、当行と貸出金取引があります。同じく同氏が代表取締役を務める盛岡ガス燃料株式会社は、当行と貸出金取引及び債務保証取引があります。上記取引の詳細については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] の [関連当事者との取引] 」をご覧ください。

当行は、社外監査役として杉本順作氏、矢後勝洋氏、野村弘氏を選任しております。このうち、杉本氏は14,000株、野村氏は22,600株の当行株式を保有しております。なお、野村氏は野村弁護士事務所代表として、当行を原告（又は被告）とする訴訟事件等に対し当行代理人として関与しております。上記取引の詳細については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] の [関連当事者との取引] 」をご覧ください。

上記のほか、社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(略)

(7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

① 会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

② 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への安定的な利益還元を目的とするものであります。

(略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

注記事項

【関連当事者との取引】

(訂正前)

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(訂正後)

I 前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	熊谷 祐三	二	二	当行取締役	二	二	二	資金の貸付	32	貸出金	34
	熊谷 祐三	二	二	盛岡ガス(株)代表取締役	被所有 直接 0.13	二	二	資金の貸付	1,324	貸出金	1,325
								利息の受取他	21	二	二
	熊谷 祐三	二	二	盛岡ガス燃料(株)代表取締役	被所有 直接 0.12	二	二	資金の貸付	475	貸出金	491
								債務の保証	31	支払承諾見返	31
	利息の受取他	10	二	二							
熊谷 祐三	二	二	盛岡ガスサービス(株)代表取締役	被所有 直接 0.01	二	二	資金の貸付	104	貸出金	108	
利息の受取他	2	二	二								
野村 弘	二	二	当行監査役	被所有 直接 0.02	二	二	弁護士報酬等	4	二	二	
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	菱和産業(株)	岩手県盛岡市	10	不動産賃貸業	二	なし	与信取引	資金の貸付	1,380	貸出金	1,380
利息の受取他	6	二	二								

(注) 1. 取引金額のうち、資金の貸付及び債務の保証は平均残高を記載しております。

2. 当行取締役熊谷祐三については、個人並びに第三者の代表者として行った取引であり、当行監査役野村弘については、個人として行った取引であります。

3. 前当行監査役岩館正及びその近親者が菱和産業株の議決権の過半数を所有しております。なお、取引金額及び期末残高は、退任時の金額及び残高を記載しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

与信取引については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。また、弁護士報酬等については、当行の弁護士報酬支払基準に従って、決定しております。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

該当ありません。

II 当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	熊谷 祐三	二	二	当行取締役	二	二	二	資金の貸付	30	貸出金	27
	熊谷 祐三	二	二	盛岡ガス 代表取締役	被所有 直接 0.11	二	二	資金の貸付	1,090	貸出金	1,165
								利息の受取他	19	二	二
	熊谷 祐三	二	二	盛岡ガス 燃料(株) 代表取締役	被所有 直接 0.10	二	二	資金の貸付	480	貸出金	434
								債務の保証	31	支払承諾 見返	31
	利息の受取他	10	二	二							
熊谷 祐三	二	二	盛岡ガス サービス (株) 代表取締役	被所有 直接 0.01	二	二	資金の貸付	91	貸出金	79	
							利息の受取他	2	二	二	
野村 弘	二	二	二	当行監査役	被所有 直接 0.02	二	二	弁護士報酬等	4	二	二

(注) 1. 取引金額のうち、資金の貸付及び債務の保証は平均残高を記載しております。

2. 当行取締役熊谷祐三については、個人並びに第三者の代表者として行った取引であり、当行監査役野村弘については、個人として行った取引であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

与信取引については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。また、弁護士報酬等については、当行の弁護士報酬支払基準に従って、決定しております。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

該当ありません。